

水戸家庭裁判所委員会（第18回）議事概要

- 1 開催日時 平成23年11月17日（木）午後3時から午後5時まで
- 2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室
- 3 出席者 （委員）

青木雅弘，阿久津正晴，川村等，桑名昶光，鈴木豊明，田原緑，樋口直実，古谷博，堀越博，本間榮一，牧野恵美子，三輪壽二，村上泰彦，森田多美子（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記官 千葉修也，事務局次長 岡崎格，次席家庭裁判所調査官 長谷川哲也，次席家庭裁判所調査官 小畑勝利，主任家庭裁判所調査官 伊藤隆宏，総務課長 毛利芳英

4 議事概要

(1) 全体概要

新任委員（青木委員，阿久津委員，川村委員，桑名委員，古谷委員，牧野委員，三輪委員，森田委員）から自己紹介が行われた。

(2) 今回のテーマ「少年事件の教育的措置について」

少年審判手続及び当庁における教育的措置の取組みについて，伊藤主任家庭裁判所調査官が説明した。

(3) 少年事件の教育的措置について意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

- 私どもは茨城少年友の会の会員として，家庭裁判所で行う教育的措置のひとつの活動として，試験観察中の少年と共に乳児院や老人ホーム等に出向いて社会奉仕をする活動をしています。指導的な立場ではなく，少年たちと同じ立場・目線で施設の乳幼児や高齢者と一緒に関わりながらボランティア活動を行っています。この活動には，乳幼児や高齢者との関わりの中で，少年に生きる

術を見つけさせる，優しさを取り戻させる，命の大切さを考えさせる等の意図があるように感じます。

最近では，老人ホームに行きました。最初のうちは，少年はすごく緊張し，不安感も持っています。しかし，お昼ごろには最初の緊張や警戒感が少しずつ和らいでいきます。食事をしつつ世間話をして，次第に自分の過去の話をしてくれるような雰囲気生まれてきます。少年によっては，お昼ごろにはまだ頑なな部分が残っている子もありますが，夕方になると，配膳の準備や食事の補助に，進んで参加できるようになってきます。入所者の中には，食事をこぼす方がいますが，少年は一生懸命回って集めて掃除をしたり，ビニールの袋にゴミを集めたりしていました。朝の時点と比べて表情がかなり明るくなりましたので，一日で人間がここまで変わるのかと思わされます。そして，少年たちが一番明るくて嬉しそうな表情を見せたのは，お年寄りに「ありがとう，どうもね」「またいつ来るの？」と声を掛けてもらったときです。地味な活動ではありますが，少年に，自分たちの周りに，一生懸命自分に関わってくれようとする大人がいるということを肌で感じさせることを目標として活動しています。

家庭裁判所の調査官や裁判官の教育的働きかけに加えて，このような一般市民の小さい活動がやはり必要だと思いますので，今後も活動を続けていきたいと思っています。

- 少子高齢化により，少年にとってお年寄りや同年代との触れ合いが少ないという状況になってきていると思います。また，最近では家事を手伝う機会が減り，親から感謝されることも少なくなっているようです。そのため，少年は自分たちが社会や親等と繋がっているということを実感として持ちにくいということがあるのでしょうか。
- 確かにそうだと思います。それに，少年は大人に対する不信感がかなり強いので，それを和らげるためにコミュニケーションを重ねることが必要だと思います。

○ 私は、スクールカウンセラーを担当していて、子どもや大人からの相談に乗っています。先ほどの説明にありました教育的措置の中の親子合宿についてですが、父性にこだわって作られたプログラムだと思います。おそらく、お父さんが介入してこないと家庭環境や家族環境がうまく調整されないと考えているのだと思います。しかし、それを裏返してみると、お母さんと子どもの関係が密着しすぎているということですから、それをもっと考えなければならないと思います。

現在、地域社会が解体の危機にあって、少子化が進むと共に親子関係がとても濃密になってきています。最近では、幼稚園の頃から毎日習い事に行く子もいるようです。習い事は悪いことではありませんが、その間、常に親が子どもに付いていて、子どもに逃げ場がありません。昔は、子どもが外で遊んでいるときには大人の目から逃れられる状況があったのが、今はなかなか無く、常に大人との関係の中で子どもが育っていくという状況が増えてしまっています。

また、何か問題が起こった場合に、お母さん方の相談に乗ると、「私はどうしたらいいんですか、何をしたらいいんですか」と求めてくることが多いです。そうではなくて、もう少しお母さんと子どもの距離がとれて、そこへお父さんが滑り込むという形ができていないと、親子関係というものは、あまりうまくいかないと思います。

それともう1点は、この教育的措置がどのくらいの期間を取っているものなのかということです。つまり、対象者である14歳前後の子どもたちは、既に14年間生きてきて、いろんな行動のパターンを身に付けてきているのですから、ある非行をした子どもが、例えば1週間のプログラムで改善されるのかという疑問があります。私のような仕事をしていると、1年かけるなどして、ゆっくりした時間の中で少しずつ変化を誘っていくのが普通です。

それから、教育的措置のプログラムの中に、親に対して働きかけている部分があるのかも教えてください。というのは、子どもは小さければ小さいほど環

境に左右されるので、年齢によって環境に改善を働きかけるべきか、本人に働きかけるべきかが変わってくるわけですが、14歳前後というのは、それらがだいたい五分五分、という時期です。この教育的措置には、本人に対する働きかけの部分はきちんとあるように見えるのですが、親に対する働きかけの部分がよく見えなかったように思います。その割合はどのくらいを意識しているのですか。

△ 御指摘、非常に重要なものと受け止めています。教育的措置の期間についてですが、先ほどは、比較的非行性の低い子どもたちへの教育的措置の説明をしました。いわば保護観察や少年院の教育に任せるほど非行が進んでおらず、調査官や審判廷における裁判官が説諭などの働きかけをすることによって、立ち直りのきっかけを与えようというものです。その中で御紹介した、再非行防止の講習の期間は、わずか半日単位の一回限りです。また、親子合宿は、1泊2日で実施しています。その他、老人ホームへの通所も、一回のプログラムとしては2日間です。ただ、それだけで全てが改善されるとは考えていません。総合的な、裁判所としての教育的な配慮のもとに行っている措置と御理解ください。

親子合宿については、お父さんを引っ張り出すだけで精一杯という事情があります。茨城県の場合、裁判所に来るのは、どうしてもお母さんが多く、お父さんは仕事をしていたりして不在ではないが、保護者として機能欠損の状況にあることが多いです。そのため、試験観察の中で何回も働きかけることによって、お父さんを親子合宿に呼び出すということから始めています。その点もすべて措置の一環と言えます。そして、最初のうちは本当にたどたどしくて、ろくに口もきかなかったお父さんと子どもたちが、2日間かけて、2人で一つのワークをする等しながら、ほんの少しは口をきけるようになっていくということです。この後、夕方に解散した後で、急にお父さんと息子が仲良くなるとは思っていませんが、その場の体験を大切にしたいと思いますし、本人に対して

は、ボランティアの学生が他の大人と上手にコミュニケーションしている様子を、濃密に見せることができますので、「こんなふうにするのかな」ということを体験的に理解させたいと考えています。あとは、近くに温泉がありますので、何年ぶりかに父親と息子が一緒にお風呂に入ることを通じて会話が進むなど、硬軟交えて場の設定の工夫を考えているところです。委員の御指摘のとおり、親に対する教育的措置は、数年前に法律もきちんと改正され明記されたにも関わらず、まだまだ効果的な措置が少ないのが現状です。裁判所としては、今後、御指摘いただいた点を反映したプログラムを開発していきたいと思っております。

- 自分に一生懸命関わってくれる大人がいることを少年に感じてもらうということは、逆に考えると、非行少年にはあまり大人が関わっていないのではないかと感じます。

また、最近の親は良い子を育てるためにすぐ方法を尋ねたがるということですので、早く言えば自分に指導力が無いということだと思います。親子の問題といえますか、本来は家庭の中で規範意識を含めていろいろなことを教えてこないといけないと思うのですが、今の家庭のあり方や指導力等について、どのようにお考えでしょうか。

- 今、問題が起こったときに、学校にその責務を求められることが非常に多いです。本来だと家庭がしっかりしていれば、幼児期や小学校低学年のうちにきちんと善悪の判断ができるようになるはずですが。しかし、そういう部分が足りないまま学校に上がってきて、学校でしつけまでお願いしますと言われて、学校が困っている状況が多々あると思います。以前のような、教員は聖職だというような世間の考えが薄れてきた今日、世間から単なる勉強を教える人と考えられるようになった学校の先生がいろいろなことを言っても、なかなかしつけの部分まで担うのは難しい状況です。

そのため、県の教育委員会でも、家庭教育に力を入れてもらおうと考え、保

護者に対する働きかけをしています。例えば、幼児期の家庭におけるしつけ等をきちんとやってもらうように、努力はしています。しかし、実際にすべての家庭にその指導が届いて、すべての家庭がそうなるのは難しいし、PTA等でも、本当は出てきてほしいのですが、課題のある家庭の保護者が出てきてくれないために直接訴えることができず、なかなか効果が上がらないというのが実態だと思います。

- 先ほどのスライドを見て、第一の印象は、少年の調査官の仕事は、ものすごく大変だなと思いました。これほどの幅広さや奥深さで仕事をしているとは気がつきませんでした。

それと、先ほどしつけという言葉が出ましたが、試験観察を含めていろいろな処分というのは、「再しつけ」だと思います。今まできちんとしつけられていなかったために犯罪に走るのだと考えると、その再しつけをする場合に、しつけにはある程度の痛みを伴わせるということも家庭内ではあると思うのですが、少年たちが味わうべき痛みはあるのでしょうか。

- △ 調査官の活動について御理解を示していただいていたありがとうございます。

まず試験観察について説明しますと、試験観察というのは、一定期間（4か月程度）、裁判所に何度か通わせて指導したり、ボランティアをさせる等の活動を通して、本人の更生や立ち直り、変化等を見て、最終的な処分を決めるというものです。

それから、再しつけということについては、親からの目線で言うとその通りかもしれませんが、やはり少年と一緒に歩んでいくんだ、少年を正しい道に戻していくんだ、というスタンスで指導していますので、「再気付き」と言えばいいのでしょうか、あの手この手を使って本人に気付かせるようなことをしたいと思っています。

- しつけという話が先ほどから出ていますが、親や学校だけではなく、地域の役割が必要だと思っています。私は子どもの活動や子育ての支援をしていまし

て、毎週子どもたちが集まってくるのですが、その中に、ちょっと道を間違えれば犯罪をしてしまいそうな子もいます。それを支えているのは仲間や大人だと感じています。ですから、学校や家庭だけでなく、地域ぐるみで、子どもを支えられる大人が増えればいいと思っています。

ひとつ質問ですが、今、発達障害の子どもが学校に増えていて、その子達が学校でいろいろな問題を起こしているようです。そういう子たちが大きくなって犯罪を犯すということを聞いたことがあります。そういう子たちは、相手がどういうふうに感じているのかを捉えにくい面があると思うのですが、そういった子に対しては、この教育的措置はどういう工夫がされているのでしょうか。

△ 確かに、最近、発達障害等を持った子どもの犯罪や非行は、一定程度増えている気がしています。やはり調査官として話を聞くなかで、発達障害の子たちの意思疎通の難しさや、反応の悪さ、分からなさのようなものが見えてきます。教育的措置というのは、少年たち自身が言葉や経験により理解を深めるという意味での教育が主ですので、障害があつてなかなか理解ができない子どもたちの場合には、どうしても本日御紹介したような教育的措置を行うことができない場合があります。そのような場合は、他の機関での指導を選択せざるを得ない場合もあります。ただ、そのなかでも障害の程度が軽い子や言葉だけで分かる子に対しては、「こんな厳しい措置を受けるんだよ」と教諭することにより、行動を規制する学習をさせることができれば、それもまた教育的な措置だと考えています。調査官や裁判官の厳粛な場での訓戒というものも十分に利用しつつ、障害のある子にもできる限り指導の効果が上がるように努力しているのが現状です。

○ P T Aの役員活動を何年かやっています。今は、母子家庭が非常に多いです。そういう方々にP T Aの集まりに来ていただきたいという思いがあるのに来ていただけないというのが現状です。一部の片親の家庭では子どものしつけが十分に行き届かず、更に学校でも児童や生徒に手を挙げられないという現状によ

り、子どもたちが曲がってしまうのだと思います。そのしつけをどこでやるかというのは、現代社会では非常に難しい問題だと思います。

P T Aでは、保護者の方に学校にできるだけ来てP T A活動をしていただきたいという思いでいろいろな行事を行っています。できるだけお父さん方にも参加してもらえるように、お父さんと子どものイベントを企画するなどしているのですが、そういう集まりに出てこない保護者のところはしっかりとしたしつけは難しいと思います。

それで、もっと法律等の整備によって、ある程度叱ることは許される等、先生方が子どもにいろいろな関わりを持てるようにしていいような気がします。先生方がいろいろな締め付けによって全然動けなくなってしまうと、勉強だけ教えれば良いなどということになってしまうと、塾の先生と変わりません。親がしつけられない上、先生が子どもに手を出せないということになると、誰にもしつけられずに育ってしまい、犯罪に手を染めてしまう子になってしまいます。

それに、地域の関わりの重要性が叫ばれているにも関わらず、今は個人情報保護をしすぎるあまり、保護者同士の関わりが取れなくなっていると思います。例えば、学校でP T A本部の役員をやっている、給食費や授業料をどこの家庭が未払いなのかは学校から開示してもらえず対応できない状況です。連絡網もないため、関わりが持てません。

- 私は特別養護老人ホームをやっていますが、近くにある少年院から、月に一度、生徒がボランティアに来ます。午前中に草取りや窓拭きをして、お昼をお年寄りと一緒に食べ、午後からはお年寄りと触れ合います。「ありがとう、また来てね。」とお年寄りから言われると、子どもたちは嬉しそうに帰っていきます。特別養護老人ホームは茨城県内に200箇所、介護事業所を含めると1000箇所以上ありますので、そういう子たちをうまく割り振って、大人数ではなく少人数でボランティア活動を体験させたらよいのではないのでしょうか。

また、朝の通学時間に、高校生の自転車の乗り方が非常に危ない状況をよく目にします。道の左右に分かれたり、携帯電話を使ったりしています。最低限のルールをどこかで教えないとまずいのではないのでしょうか。学校は教育の専門家ですので、年齢に見合ったルールを学校が教えるのがいいと思います。

- 茨城県では、低学年から高校1年生まで道徳教育を必修科目にしています。しかし道徳教育だけで犯罪や非行をゼロにできるところまでは至っていません。やはり学校以外でも、きちんとしたしつけを行うことが必要と感じています。

- 先ほども一人、産科医として赤ん坊を取り上げてきました。生まれたときから万引をする性格を持っているわけでは決してないと思うんです。生まれた赤ちゃんはゼロで、その赤ちゃんを育てていくのはやはり親や環境であり、それ次第では犯罪を生む温床にもなりうると思います。ですから、社会教育というのは子どもに教育することだけではなくて、親御さんたちや街全体が教育のレベルを上げていくことこそが大事だと思います。

スライドを見て一番印象に残ったのは、「何よりも嬉しかったのはありがたいの一言です」という少年の感想です。やはり感謝する気持ちを小さい頃からしつけていくのが大事ではないかなと思いました。

- 私たち弁護士も、付添人として少年と付き合うことがあります。実は今、ある家庭裁判所で試験観察に付された事件を担当しています。その子は母子家庭育ちで、お母さんが別居中の父親とは別な男の人と付き合っていて、家庭に居場所がなくなってしまったことが原因で、中学校を卒業したばかりで非行に走り、傷害、無免許、窃盗など結構犯していました。家庭裁判所に呼ばれながらも新たな非行をしていたため、担当の調査官は少年院が相当と考えていたようです。ただ、鑑別所にいる間に、お母さんから手紙をもらったり、別居しているお父さんから今後面倒を見たいと言ってもらえたりして、自分を見てくれる人が本当はいたということにやっと気がついたようです。本人も保護者もこれから頑張ろうという気持ちになったということで、試験観察を家庭裁判所にお

願いました。そして、私から裁判官に依頼して、審判廷で、裁判官と付添人が少年に対して「君が、本当にやり直す気があるんだったら、チャンスがあるよ」と、演劇のように伝えました。少年も本当に泣きながら、もう一度チャンスをくださいと答えました。

その後二か月くらい経ちますが、今は板金屋さんで毎日きちんと働いています。この間、初給料をもらったということで、私と面接をするときにコーヒーをおごってくれました。また、親御さんがご自身の責任をきちんと認識できていないようなので、親御さんに対しても説教するというつもりで接しています。このままうまくいくといいと思っています。

やはり家庭裁判所や学校、家庭、地域だけでなく、みんなで子どもたちをあたたく見守り、育てていくしかないのかなという感想を持っています。

- 保護司は、保護観察所の指導の下に、非行少年に関わっています。発達障害など医学的に見て大変な症状や、矯正教育に任せる以外にないと判断した場合である等、特異な状況が起こった場合には、保護司、学校等の関係機関に情報提供してほしいと思います。そうすると、家庭裁判所や保護観察所、保護司、家庭、学校等で連携が深まり、それぞれ何をすべきかが明確になると思います。
- 皆さん方のご意見を伺いますと、少年をうまく立ち直らせていくには、家庭、学校、地域社会、それから家庭裁判所も含めてその他の関係機関が連携を深めて少年に接していくことが大事ということだと思います。それには厳しさを加味しつつ、本当に親身になって考えてくれる大人が周囲には必ずいるということ伝えていく必要もあるということですね。

裁判所ではいろいろな教育的措置を行っていますが、その終局処分のうち「審判不開始」や「不処分」という名称の手続があります。その名称のせいで、裁判所では何もしていないのではないかと、だから再犯が多いのではないかとと思われることが多いようです。もともと少年審判は非公開であるので、裁判所でどういう手続が取られているか御理解いただけない部分があるのはやむを得な

いとは思いますが、審判不開始や不処分という手続は、何もしないということではありません。裁判所では、本日御説明しましたとおり、少年の持っている問題性に応じた措置を講じています。例えば、初犯で問題性の軽い少年に対しては、調査官の面接や裁判官の審判を通した指導に加え、社会奉仕活動や被害を考える教室等に出席させるなどした上で、感想文を書かせて本当に少年自身に効果が染み通っているのかを見ながら、裁判所がそれに応じた処分を行っています。ある学者は、「審判不開始」、「不処分」という名称は何もしていないような誤解を生むので「調査終局決定」、「審判終局決定」としたほうがいいのではないかと主張しているようですが、確かにそのような名称のほうがいいのかなと思っています。

5 次回期日

- (1) 平成24年6月7日（木）
- (2) テーマ「離婚調停について」